

越谷市自治基本条例審議会において 「(仮称)越谷市自治基本条例」素案がまとまりました。



「越谷市自治基本条例審議会」では、自治のあり方の基本的事項を定める自治基本条例の制定に平成20年4月から取り組んでいます。

素案がまとまるまでの経過は？

越谷市自治基本条例審議会では、条例の内容を検討する「部会」や、審議会の進め方に関する会議など、これまでに71回の会議が開催されてきました（平成20年12月17日現在）。

また、各地区センターでの地区懇談会や自治会連合会、NPO団体などの各種団体との懇談会を25回開催し、市民の皆さんと意見交換を行ってきました。

素案の構成は？

前文のほか、7つの章から構成されています。第1章と第2章では、条例の目的や位置づけ、理念、原則などの基本的な事柄を総論的に述べています。第3章から第6章までは、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図るための考え方や仕組みについて各論的に述べています。このほか、条例の実効性の確保について第7章で述べています。

素案の特徴は？

人と人とのつながりを大切にし、誰もが安心して、楽しく生活していける「豊かな地域環境の創造」（第3章）や「参加と協働」（第6章）によるまちづくりの仕組み等について、それぞれ1つの章を設けて述べています。また、「住民投票」については、請求することが出来る人を「市内に住所を有する年齢18歳以上の者」とし、若い世代を含めた幅広い住民を対象とした制度としています。

越谷市自治基本条例審議会
事務局：越谷市企画部企画課 企画調整担当
〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1
電話 048-963-9112（直通）
FAX 048-965-8028
E-mail 10021100@city.koshigaya.saitama.jp



章ごとの素案解説

【前文】

この条例の制定趣旨と、基本的な考え方を述べている部分です。越谷市の特性や発展可能性などについて明らかにし、どのようなまちづくりを目指すのかについて述べています。

【第1章 総則(第1条～第3条)】

条例の目的として、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図ることによって住みよい自治のまちを実現することを明らかにしています。また、この条例を市政運営の最高規範(すべての条例や計画等の基本となること)として位置づけているほか、条例で使用する主な用語について、その定義を明らかにしています。

【第2章 自治の基本理念と基本原則(第4条～第7条)】

人間尊重(一人一人が人間として尊重されること)や市民主権(市民が主役となってまちづくりをすすめること)を基本に自治のまちづくりに取り組むことを自治の基本理念としています。また、市民参加の推進、協働の推進、まちづくりに必要な情報の共有を自治の基本原則として掲げています。

【第3章 豊かな地域環境の創造(第8条・第9条)】

人と人とのつながりを大切に、協働によって自然、生活、歴史・文化、スポーツ・レクリエーション、産業のそれぞれの分野で豊かな地域環境を創造し、誰もが安心し、楽しく生活していけるまちを目指すことを明らかにしています。“越谷らしさ”について述べた、この条例の大きな特色となる章です。

【第4章 市民・コミュニティ組織(第10条～第12条)】

市政に参加する権利、情報を知る権利、公平に行政サービスを受ける権利、子どもの権利など、市民の権利について明らかにするほか、市民相互の人権の尊重、地域での交流、まちづくりへの参加などの責務(責任を果たすことが望ましいこと)を明らかにしています。また、自治を推進するうえで大きな役割を担う地域コミュニティ組織と市民活動団体の役割として、地域や社会の課題解決に取り組むことを明らかにしています。

【第5章 議会・行政(第13条～第21条)】

議会、議員、市長及び市職員の責務について明らかにしています。また、行政運営の原則として、公正かつ公平な視点に立った効率的で透明性のある行政運営、市民ニーズの把握に基づく行政サービスの向上、分かりやすい情報提供、政策や施策の立案から評価のそれぞれの過程における説明責任、自らの責任による法令等の自主解釈、国や県、他の自治体との連携・協力を掲げるほか、財政運営や組織のあり方、災害等における危機管理についても基本的な考え方を明らかにしています。

【第6章 参加と協働(第22条～第27条)】

市民のまちづくりへの参加のきっかけとなる行政評価について明らかにしています。また、市民の参加・協働の仕組みと市民の主体的な公共活動への支援についての基本的な考え方を明らかにしています。さらに、意見公募手続(パブリックコメント)と住民が市政に直接参加する究極の仕組みとも言える住民投票について明らかにしています。

住民投票の請求については、その対象を「市内に住所を有する年齢満18歳以上の者」としています。市の将来を左右する重要事項について、若い世代を含めた幅広い住民を対象とした住民投票を目指す、越谷市独自の制度です。

【第7章 条例の実効性の確保(第28条・第29条)】

自治の推進を図るため、市長の附属機関として自治基本条例推進会議を設置するとともに、この条例の改正にあたっては推進会議の意見を尊重することを明らかにしています。